### 平成24年第7回甲賀市教育委員会(定例会)会議録

開催日時 平成24年6月26日 (火)

午後1時30分から午後2時50分まで

開催場所 甲賀市役所 甲南庁舎 2階 第2会議室

出席委員 委員長 山田 喜一朗

委員長職務代理者 小川 浩美

委員 藤田 照治

委員 藤田 正実

教育長 山本 佳洋

事務局出席者 教育部長 安田 正治

次長(管理担当) 大塚 文博

次長(指導担当) 杉本 武一

管理監(行政改革推進担当)兼教育総務課長 菊田 宗高

教育総務課課長 中島 渡

学校教育課長 西村 文一

こども未来課長 島田 俊明

社会教育課長 矢田 良男

文化スポーツ振興課長 田中 康之

歴史文化財課長 縮谷 隆

こども未来課参事 井ノ口照美

社会教育課参事 保井 晴美

人権推進課長補佐 嶋田 茂樹

教育総務課総務企画係長 田原 聖史

書記 こども未来課長補佐 奥山 恭子

議決・報告事項は次のとおりである。

- 1. 会議録の承認
  - (1) 平成24年第6回教育委員会(定例会)会議録の承認

#### 2. 報告事項

- (1) 6月 教育長 教育行政報告
- (2) 平成24年度「甲賀市青少年活動安全誓いの日」に向けた取り組み状況 について
- (3) 平成24年度かふか21子ども未来会議計画書について
- (4) 平成24年第2回甲賀市議会定例会(6月)の結果について

## 3. 協議事項

- (1)議案第32号 臨時代理につき承認を求めることについて (臨時代理第12号 甲賀市人権・同和教育推進員の解嘱 ついて)
- (2) 議案第33号 臨時代理につき承認を求めることについて (臨時代理第13号 甲賀市人権・同和教育推進員の委嘱 ついて)
- (3)議案第34号 臨時代理につき承認を求めることについて (臨時代理第14号 甲賀市少年センター協議会委員の解 嘱について)
- (4)議案第35号 臨時代理につき承認を求めることについて (臨時代理第15号 甲賀市少年センター協議会委員の委 嘱ついて)
- (5) 議案第36号 臨時代理につき承認を求めることについて (臨時代理第16号 甲賀市社会教育委員の委嘱について)
- (6) 議案第37号 甲賀市青少年自然体験活動推進委員会委員の委嘱及び任命について
- (7)議案第38号 甲賀市外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則の

#### 制定について

- (8) 議案第39号 甲賀市学生支援員活用事業実施要綱の制定について
- (9) 議案第40号 甲賀市聴覚に障害のある児童生徒に対するFM補聴器貸 与要綱の制定について
- (10) 議案第41号 甲賀市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱の制定について
- 4. その他、連絡事項など
  - (1) 平成24年第8回(7月定例)教育委員会について
  - (2) 平成24年第5回教育委員会委員協議会について

# ◎教育委員会会議

〔開会 午後1時30分〕

- 管理担当次長 それでは、ただ今から、第7回甲賀市教育委員会定例会を開催させ ていただきます。
- 管理担当次長 はじめに、平成19年7月31日甲賀市教育委員会主催の行事で尊い命を亡くされました美馬沙紀さん、藤田真衣さんのお2人のご冥福をお祈りし、黙祷をささげたいと思います。黙祷。

(一同 黙祷)

管理担当次長 ありがとうございました。

続きまして、甲賀市市民憲章の唱和をよろしくお願いいたします。

(一同 市民憲章唱和)

ありがとうございました。ご着席ください。

- 管理担当次長 それでは、山田委員長からご挨拶をいただきまして、議事の進行を お願いします。
- 委員長 開会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

雨あがりの新緑が目にしみる頃となってまいりました。皆様方にお かれましては、益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。 本日は大変お忙しいところ第7回教育委員会定例会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

小雨の中、黄色い傘を差し、一列になって登校する子どもたちに、 自然と「おはよう」とことばが出ます。あどけない子どもたちの姿に 「おはよう」ということばをかけたい想いであります。

さて、6月の議会も22日で無事閉会いたしました。教育委員会関係の一般質問では、特に全国的に増発いたしております、児童、生徒の登下校時における悲惨な交通事故に対して、子どもたちの尊い命をどう守るのか等、多くの議論をされたところであります。今後におきましても、交通安全については、徹底した連携のもと、指示、指導をお願いします。この問題は、市民あげての交通安全対策の取り組みが重要であり、教育委員会においてもでき得る限りの施策を早急に徹底して進められるようお願いします。

話は変わりますが、6月といえば、小雨のなかを飛ぶつばめ、ジューンブライド、紫陽花が代表的表現であります。私の家の庭先の花壇では、紫陽花が淡い色に開花いたしました。それこそ紫陽花は、梅雨のイメージがぴったりであります。絵に描くならば、夏は太陽、海、スイカ。秋は運動会、紅葉、ブドウ、栗。冬は雪、こたつ、ミカン。そして梅雨は、傘、長靴、紫陽花にとまった雨蛙にカタツムリ。なぜか食べ物が出てこないのが、梅雨だけであります。時節柄、食べ物に注意との潜在意識の現れかもしれません。

紫陽花は、花の色が緑から青、赤、紫と、次々に変化していくところから"移り気"との花言葉があるようです。紫陽花の色の変化は、緑の葉緑素や、黄のカノチロイドが分解されて青のフラボンとなり、光合成でつくられた糖分が花にまわって赤くなり、最後は細胞液の酸でマグネシウムが分解され、カリウムと結合して紫色になるとのことです。

人間においても、誕生から育児教育、保育、幼児、小学校、中学校、 高校と進み、成長し、青年期となるのであります。植物や野菜にも、 その折々に水をやり、光を当て、覆いをかぶせ、草を引き、肥料をあたえ、その時々に自然の恵みを受けて育ち、成長へと熟すのであります。人間でいえば、愛情であり、環境であり、保護者であり、家族であり、仲間であり、教師であり、地域であり、社会教育であります。 誰もひとりで一人前にはなれません。そういった意味では、教育委員会も重要な位置付けとなります。

また、にわ ぜんきゅう氏のことばに、四季を詠んだ歌があります。 春になったら花見で一杯、夏になったら花火で一杯、秋になったら月 見で一杯、冬になったら雪見で一杯、というように、一年の自然を川 柳に詠んだ人生観あふれる歌であります。その折々に初心にかえり、 初心を忘れず、日々を送りたいものです。

24、25歳の頃の花こそ初心だという場合の「初心」だけではなく、年を重ねて長い目で物事を堅実にみられる謙虚かつ堅固なこころざしを「初心」と表現することもあります。20歳の頃に抱いた「初心」を忘れず、新鮮な決意を60歳をこえても「初心」として生かしていきたいものです。

管理職の皆様も、ひとつでも共感を持てる部分があれば、実行して いただきたいと思います。

委員長 それでは、資料に基づきまして、会議に入らせていただきます。

はじめに、(1) 平成24年第6回教育委員会(定例会)会議録の 承認について、資料1に基づき、事前に皆様方のお手元に配布させて いただいております。ご一読いただいたと思いますが、何かご意見、 ご質問がありましたらお願いします。

(全委員 質問等なし)

委員長 それでは、(1) 平成24年第6回教育委員会(定例会)会議録の 承認については、承認いただいたものとします。

委員長 それでは、報告事項といたしまして、(1)6月 教育長 教育行 政報告について、報告をお願いします。

教育部長 それでは、資料2に基づきまして、5月25日開催の定例教育委員

会議以降、本日までの教育長の動静を中心に、主な事項について行政報告をさせていただきます。

(以下、資料2により報告)

委員長 ただ今、(1)6月 教育長 教育長教育行政報告について、教育 部長から報告いただきました。この件について何かご意見、ご質問等 ございませんか。

(全委員 質問等なし)

委員長 特にご意見、ご質問もないようでございますので、報告事項として 終わらせていただきます。次に(2)平成24年度「甲賀市青少年活動安全誓いの日」に向けた取り組み状況について、報告をお願いします。

社会教育課長 それでは、(2) 平成24年度「甲賀市青少年活動安全誓いの日」 に向けた取り組み状況について、資料3に基づき、ご報告させていた だきます。

(以下、資料3により報告)

委員長 ただ今の、(2) 平成24年度「甲賀市青少年活動安全誓いの日」 に向けた取り組み状況について、ご意見、ご質問等ございませんか。

(全委員 質問等なし)

委員長 それでは、特にご意見、ご質問がないようでございますので、報告 事項として終わらせていただきます。

> 続きまして、(3) 平成24年度かふか21子ども未来会議計画書 について、報告をお願いします。

社会教育課長 それでは(3) 平成24年度かふか21子ども未来会議計画書について、資料4に基づきまして、ご報告させていただきます。

(以下、資料4により報告)

委員長 ただ今、報告のあった(3) 平成24年度かふか21子ども未来会 議計画書について、何かご意見、ご質問等がありましたらお願いします。

委員長 昨年とほぼ同じ方法で行われるということですか。

社会教育課長 昨年は1回目であり、水口の市民会議が中心になって行われました。 本年は2回目ということで甲賀市という位置づけになっていますので、 甲賀市全体に広げて行うということでございます。

委員長 他にご意見、ご質問等ございませんか。

(全委員 質問等なし)

委員長 それでは、(3) 平成24年度かふか21子ども未来会議計画書に ついて、報告事項として終わらせていただきます。

> 続きまして、(4) 平成24年第2回甲賀市議会定例会(6月)の 結果について報告をお願いします。

教育部長 それでは、(4) 平成24年第2回甲賀市議会定例会(6月)の結果について、資料5に基づきまして、ご報告させていただきます。

(以下、資料5により報告)

委員長 ただ今、報告のありました(4)平成24年第2回甲賀市議会定例 会(6月)の結果について、ご意見、ご質問等ございませんか。

(全委員 質問等なし)

委員長 特にご意見、ご質問がないようでございますので、(4) 平成24 年第2回甲賀市議会定例会(6月)の結果について、報告事項として終わらせていただきます。

続きまして、協議事項(1)議案第32号 臨時代理につき承認を 求めることについて(臨時代理第12号 甲賀市人権・同和教育推進 員の解嘱について)、説明をお願いします。

人権推進課長補佐 それでは、(1)議案第32号 臨時代理につき承認を求める ことについて(臨時代理第12号 甲賀市人権・同和教育推進員の解 嘱について)、資料6に基づきまして、その提案理由を申し上げます。

(以下、資料6により説明)

委員長 ただ今、説明のあった(1)議案第32号 臨時代理につき承認を 求めることについて(臨時代理第12号 甲賀市人権・同和教育推進 員の解嘱について)、何かご意見、ご質問等がございませんか。

(全委員 質問等なし)

委員長 それでは、(1)議案第32号 臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第12号 甲賀市人権・同和教育推進員の解嘱について)は、原案のとおり承認いただいたものとします。

続きまして、(2)議案第33号 臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第13号 甲賀市人権・同和教育推進員の委嘱について)、説明をお願いします。

人権推進課長補佐 それでは(2)議案第33号 臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第13号 甲賀市人権・同和教育推進員の委嘱について)、資料7に基づき、その提案理由を申し上げます。

(以下、資料7により説明)

委員長 ただ今、説明いただきました(2)議案第33号 臨時代理につき 承認を求めることについて(臨時代理第13号 甲賀市人権・同和教 育推進員の委嘱について)、何かご意見、ご質問等ございますか。

(全委員 質問等なし)

委員長 それでは、ただ今の(2)議案第33号 臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第13号 甲賀市人権・同和教育推進員の委嘱について)は、承認いただいたものとします。

次に、(3)議案第34号 臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第14号 甲賀市少年センター協議会委員の解嘱について)、説明をお願いします。

社会教育課長 それでは(3)議案第34号 臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第14号 甲賀市少年センター協議会委員の解嘱について)、資料8に基づいて、その提案理由を申し上げます。

(以下、資料8により説明)

委員長 ただ今、説明いただきました(3)議案第34号 臨時代理につき 承認を求めることについて(臨時代理第14号 甲賀市少年センター 協議会委員の解嘱について)、何かご意見、ご質問等ございますか。

(全委員 質問等なし)

委員長 それでは、ただ今の(3)議案第34号 臨時代理につき承認を求

めることについて(臨時代理第14号 甲賀市少年センター協議会委員の解嘱について)は、原案どおり承認いただいたものとします。

続きまして、(4)議案第35号 臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第15号 甲賀市少年センター協議会委員の委嘱ついて)、説明をお願いします。

社会教育課長 それでは、(4)議案第35号 臨時代理につき承認を求めること について(臨時代理第15号 甲賀市少年センター協議会委員の委嘱 について)、資料9に基づき、その提案理由を申し上げます。

(以下、資料9により説明)

委員長 ただ今、説明のあった(4)議案第35号 臨時代理につき承認を 求めることについて(臨時代理第15号 甲賀市少年センター協議会 委員の委嘱について)、何かご意見、ご質問等ございませんか。

(全委員 質問等なし)

委員長 それでは、(4)議案第35号 臨時代理につき承認を求めること について(臨時代理第15号 甲賀市少年センター協議会委員の委嘱 について)は、原案のとおり承認いただいたものとします。

> 続きまして(5)議案第36号 臨時代理につき承認を求めること について(臨時代理第16号 甲賀市社会教育委員の委嘱について)、 説明をお願いします。

社会教育課長 それでは、(5) 議案第36号 臨時代理につき承認を求めること について(臨時代理第16号 甲賀市社会教育委員の委嘱について)、 資料10に基づきまして、その提案理由を申し上げます。

(以下、資料10により説明)

委員長 ただ今、ご説明いただきました(5)議案第36号 臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第16号 甲賀市社会教育委員の委嘱について)、何かご意見、ご質問等ございませんか。

委員長職務代理者 社会教育委員は、各町から人数が限定されているのですか。 社会教育課長 社会教育委員の15名は、各町から人数を限定しているものではご ざいませんが、うまく各町で入っておられるのが現状でございます。 委員長 他にご質問は、ございませんか。

(全委員 質問等なし)

委員長 ご意見、ご質問等ないようですので、(5)議案第36号 臨時代 理につき承認を求めることについて(臨時代理第16号 甲賀市社会 教育委員の委嘱について)は、原案どおり承認いただいたものとします。

続きまして、(6)議案第37号 甲賀市青少年自然体験活動推進 委員会委員の委嘱及び任命について、説明をお願いします。

社会教育課長 (6) 議案第37号 甲賀市青少年自然体験活動推進委員会委員の 委嘱及び任命について、資料11に基づきまして、その提案理由を申 し上げます。

(以下、資料11により説明)

委員長 ただ今、ご説明いただきました(6)議案第37号 甲賀市青少年 自然体験活動推進委員会委員の委嘱及び任命について、ご意見、ご質 問等ございませんか。

(全委員 質問等なし)

委員長 特にご意見、ご質問もないようですので、(6)議案第37号 甲 賀市青少年自然体験活動推進委員会委員の委嘱及び任命については、 原案どおり決定いただいたものとします。

> 続きまして、(7)議案第38号 甲賀市外国語指導助手任用規則 の一部を改正する規則の制定について、説明をお願いします。

学校教育課長 それでは、(7)議案第38号 甲賀市外国語指導助手任用規則の 一部を改正する規則の制定について、資料12に基づき、その提案理 由を申し上げます。

(以下、資料12により説明)

委員長 ただ今、ご説明いただきました (7) 議案第38号 甲賀市外国語 指導助手任用規則の一部を改正する規則の制定について、何かご意見、 ご質問等ございませんか。

(全委員 質問等なし)

委員長 特にご意見、ご質問もないようですので、 (7) 議案第38号 甲 賀市外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則の制定については、 原案どおり決定いただいたものとします。

> 続きまして、(8)議案第39号 甲賀市学生支援員活用事業実施 要綱の制定について、説明をお願いします。

学校教育課長 (8) 議案第39号 甲賀市学生支援員活用事業実施要綱の制定について、資料13に基づき、その提案理由を申し上げます。

(以下、資料13により説明)

委員長 ただ今、ご説明いただきました(8)議案第39号 甲賀市学生支援員活用事業実施要綱の制定について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

委員長職務代理者 現在、特別な支援の必要な小学生、中学生の人数はどれくらいですか。

学校教育課長 特別支援学級に在籍している児童生徒と、通常学級に在籍して特別 支援が必要と判断する児童生徒に分けて、お答えさせていただきます。 平成24年度、特別支援学級に在籍している小学生は226名で、率 にすると約4%、中学生は74名で2.6%。小・中学生合わせると 300名で、全児童生徒の3.6%でございます。

一方、通常学級に在籍して特別支援が必要な児童生徒は、今年度はこれから判断していきますので、昨年度の数ですが、小学生は540名で9.6%、中学生は77名で2.7%、小・中学生合わせて617名で7.6%となります。

委員長 他にご意見・ご質問はございませんか。

(全委員 質問等なし)

委員長 ご意見、ご質問もないようですので、(8)議案第39号 甲賀市 学生支援員活用事業実施要綱の制定について、原案どおり決定いただ いたものとします。

> 続きまして、(9) 議案第40号 甲賀市聴覚に障害のある児童生 徒に対するFM補聴器貸与要綱の制定について、説明をお願いします。

学校教育課長 それでは、(9)議案第40号 甲賀市聴覚に障害のある児童生徒 に対するFM補聴器貸与要綱の制定について、資料14に基づきまして、その提案理由を申し上げます。

(以下、資料14により説明)

委員長 ただ今、ご説明いただきました(9)議案第40号 甲賀市聴覚に 障害のある児童生徒に対するFM補聴器貸与要綱の制定について、何 かご意見、ご質問等ございませんか。

委員 現在、FM補聴器を使用したいという方はおられますか。

学校教育課長 3名程おられます。

委員 FM補聴器は学校で使われるのですか。また、補聴器貸与の申請は 保護者名でされるのですか。

学校教育課長 ここでいうF M 補聴器は、一般の日常的に使用する補聴器に受信機 を取り付け、教師の特定のマイクを通しての援助となりますので、学 校における学習時間の中で使用し、保管は学校で行います。補聴器貸 与の申請は、保護者名でしていただきます。

委員長職務代理 要綱の第8条に「貸与を受けた保護者及び児童生徒は、補聴器を 善良な管理のもとに保管し」とありますが、善良な管理とは学校で管 理するということですか。

学校教育課長 学校で管理するということでございます。第7条の使用範囲において、学校内や学校長が必要と認めた校外学習の授業に使用できるよう 貸与するもので、自宅等への持ち出しは認めておりません。使用後は 返却してもらい、学校で保管しております。

委員長 では、第8条で保護者が、善良な管理のもとに保管するという保管 義務とは、どういった意味ですか。

教育長 F M補聴器の使用者は児童生徒でありますが、貸与の申請者は保護者でありますことから貸与は保護者にしているということでございます。児童生徒が使っているなかで、何かあった時は保護者に責任を持っていただくという意味で、そのようにさせていただいています。

委員 子どもの扱いで故障した場合、賠償していただくというところまで

説明をされるのですか。

学校教育課長 そのことにつきましては、第9条(損害の弁償)で、「貸与を受けた保護者は、貸与を受けた補聴器を故意に破壊し、又は紛失したときは、現品又はこれに相当する代価をもって弁償しなければならない」としています。

教育長 基本的には、破損した場合、教育委員会が責任を負うのですが、故 意にということがありますので、そのようにさせていただいておりま す。

委員 FM補聴器の値段はいくらぐらいですか。

学校教育課長 20万円ぐらいです。子どもさんの、日常で使用する一般的な補聴 器は、子どもさんの状況によって異なりますので、保護者の自己負担 にしてもらっています。

委員長 他に、ご意見、ご質問等ございませんか。

(全委員 質問等なし)

委員長 それでは、(9)議案第40号 甲賀市聴覚に障害のある児童生徒 に対するFM補聴器貸与要綱の制定については、原案どおり決定いた だいたものとします。

続きまして、(10)議案第41号 甲賀市要保護及び準要保護児 童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱の制定について、説 明をお願いします。

学校教育課長 それでは、(10)議案第41号 甲賀市要保護及び準要保護児童 生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱の制定について、資料 15に基づいて、その提案理由を申し上げます。

(以下、資料15により説明)

委員長 ただ今、ご説明いただきました(10)議案第41号 甲賀市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱の制定について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

(全委員 質問等なし)

委員長 それでは、(10)議案第41号 甲賀市要保護及び準要保護児童

生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱の制定については、原案どおり決定いただいたものとします。

委員長

続きまして、その他、連絡事項といたしまして、(1)平成24年第8回(7月定例)教育委員会については、7月26日(木)の午前10時00分から行い、(2)平成24年第5回教育委員会委員協議会については、7月19日(木)午前9時30分からさせていただきますので、ご出席いただきますようお願いします。

委員長

最後に、教育長より一言お願いします。

教育長

早いもので、今年度も四半期をまもなく終えるところまでやってまいりました。先ほどの報告の中でもございましたように、6月議会では通学路の安全、認定こども園、学校再編等々、学校の教育環境に関わる、あるいは教育環境の整備に関する質問や要望等が多くございまして、改めて市民の皆さんの教育に寄せる期待の大きさを感じさせていただいたところでもございます。いずれにいたしましても、緊急かつ重要な課題が横たわっているところでございまして、今後とも引き続いてご指導を賜りながら着実に前に前にと進めてまいりたいと考えております。

さて、年度当初、一番大きな課題でもございました貴生川認定こども園も、議会の中でも答弁させていただきましたように、順調に推移してきているところでございます。普段から貴生川認定こども園には足を運ばせていただきながら、いろいろな所で改善の要望等を続けてきているところでございますが、7月中旬頃、協定書に則りまして、市として正式に現地で認定こども園の取り組み状況について、つぶさにお知らせをいただく予定であります。必要であるならば、必要な助言もしてまいりたいと考えております。

また、人事訪問では市内29校を回り、昨日終わらせていただいた ところでございます。子どもたちが非常に落ち着いた状況の中で学習 をしている姿を目の当たりにいたしまして、大変安心をしたところで あります。いろいろと課題があるといわれておりました学校におきま しても、教室の中も適切に整えられており、学校の中もいい空気が感じられ、非常に嬉しく思っているところでございます。改めて校長会や教頭会を通して、この総括はさせていただきますが、いずれにいたしましても、生まれてくる子どもたちは、あの小さな手の中に、それぞれの大きな夢を握りしめながらこの世に生まれ出てくるといわれておりまして、その夢を子どもと一緒に、寄り添いながら、夢の具体化、具現化に向けて、「夢探しの旅」を続けるということが、まさに教育の姿でございます。そういう意味で、今後とも学校現場には、夢の実現に向けての支援を続けていくように、指導をしてまいりたいと思うところであります。

また、教育委員会事務局でも、今申し上げたことと同じことが言えると思っているところであります。市民の皆さんがそれぞれのお立場でいろんな夢を持っておられる、その夢を一緒に実現していくという取り組みをさせていただくことが、教育委員会事務局だと思っております。引き続き、市民の皆様の思いや願いが、具体的な形となって実現できますように共に歩んでまいりますので、委員の皆様には今後ともいろいろとご指導ご助言を賜りますようにお願い申し上げ、本日の閉会のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。以上を持ちまして、平成24年第7回甲賀市教育委員会定例会を終

委員長

〔閉会 午後2時50分〕

了いたします。